

草津栗東行政事務組合公有財産価格審査会規程

令和4年10月1日

訓令第6号

(設置)

第1条 公有財産の取得および処分しようとする場合の価格の適正を期するため、草津栗東行政事務組合公有財産価格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 構成市部長級職員
- (2) 構成市副部長および次長級職員
- (3) その他適当と認める職員

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、草津市総務部長をもってこれに充てる。

2 会長は、審査会の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 審査会は、草津市および栗東市の固定資産評価額を基準にして、次に掲げる事務を行う。

- (1) 組合が施行する公共事業用地および関連用地の取得価格の評価
- (2) 組合所有財産用地の処分に伴う譲渡価格の評価
- (3) 各種計画に基づく取得範囲の協議調整
- (4) その他公有財産の取得に関し、会長が特に必要と認める事項

(審査会の招集)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、審査会に事件が付議された場合、開催の場所および日時、会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(審査会の運営)

第6条 審査会は、委員半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

2 審査会に付された事案について事務局長は、審査会に出席して、その内容を説明しなければならない。

3 会長は、審査のため必要があると認めるときは、事案に係りのあるその他の職員を審査会に出席させて説明を求めることができる。

(除斥)

第7条 委員は、審査会に付議された事案に直接の利害関係のある場合については、その事案に参加することができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、審査会の議事および運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。